

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：広島県廿日市市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7 %
全職員	73.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.2 %
本庁課長相当職	97.1 %
本庁課長補佐相当職	97.6 %
本庁係長相当職	92.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.6 %
31～35年	95.2 %
26～30年	92.5 %
21～25年	86.4 %
16～20年	82.0 %
11～15年	82.1 %
6～10年	88.5 %
1～5年	82.6 %

【説明欄】

- 扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.4%、住居手当の受給者に占める男性の割合は59.3%となっている。
- 男性の方が時間外勤務が多く、1人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は69.4%となっている。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の給与の差異の算出に当たり、日額・時間額により給与を支給する者（原則、週の勤務時間が25時間未満の者）は除いている。
- すべての職員に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は87.1%、女性は44.5%である。「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員については、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。